

平成 31 年 3 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 J P ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 古川 浩一郎

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 31 年 3 月 19 日開催の取締役会において、平成 30 年 11 月 20 日付で当社ホームページに公表いたしました当社前代表取締役荻田和宏氏（平成 30 年 6 月 28 日退任、以下「荻田和宏氏」といいます。）に対して損害賠償請求訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）を提起することを決議し、本日付で東京地方裁判所に提起いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 31 年 3 月 20 日

2. 訴訟を提起した相手（被告）

荻田和宏氏（当社前代表取締役、平成 30 年 6 月 28 日、再任議案否決による任期満了により退任）

3. 訴訟の提起に至った経緯

当社は、平成 30 年 11 月 20 日付けで当社ホームページに公表いたしました「株主からの提訴請求に対する当社監査役会からの不提訴理由通知の報告を受けての当社取締役会の対応について」において、荻田和宏氏が支出した費用の一部に善管注意義務違反の疑いが認められた事実及び取締役会決議を経ずに荻田和宏氏が独断で支払いを実行した疑いのある事実が確認されたことを公表しました。

当社は、本件に関する調査結果を基に取締役会において議論を重ねた結果、善管注意義務違反ならびに取締役会決議を経ずに独断で支払いを実行した法令違反行為に関し、平成 31 年 3 月 19 日開催の取締役会において訴訟を提起することを決議し、本日訴訟を提起いたしました。

（本件訴訟の提起に至るまでに公表した資料は、平成 30 年 7 月 2 日付の当社ホームページに「株主からの提訴請求に対する当社監査役会からの不提訴理由通知について」及び「不提訴理由通知に関する再発防止について」、平成 30 年 11 月 20 日付の当社ホームページに「株主からの提訴請求に対する当社監査役会からの不提訴理由通知の報告を受けての当社取締役会の対応について」となります。）

4. 訴訟の内容

善管注意義務違反による任務懈怠等に基づき当社が被った損害の賠償請求として、金 34,927,200 円及びこれに対する平成 30 年 6 月 19 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払いを求めるものであります。

5. 今後の見通し

今後の訴訟経緯につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。

6. 業績に与える影響について

本件に関して、当社の業績に与える影響は軽微であります。

以上